

鳥取県公報

昭和二十七年二月十二日 火曜日
第二千二百八十五号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

主要目次

- ◇告示 保険医の指定
保険医の異動
完全給食の実施承認
県立農業協同組合講習所講習生募集
県立農業協同組合講習所規程の一部改正
- ◇雑報 鳥取食糧事務所湖山出張所の移転及び所名変更

告示

◇鳥取縣告示第六十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のとおり指定した。

昭和二十七年二月十二日

診療科名	診療名称	療所所在地	氏名	指定期月日
------	------	-------	----	-------

齒科	橋本	東伯郡由良町字	川岸勝成	昭和二十七年一月一日
齒科	齒科医院	由良宿		
中	路	八頭郡若桜町若	内田春男	
齒科	医院	桜		

鳥取県知事 西尾愛治

◇鳥取縣告示第六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十七年二月十二日

鳥取県知事 西尾愛治

00983

診療科名	診療所		異動事由	氏名	異動年月日
	名称	所在地			
内科	興和紡績株式会社 社倉吉工場附属 診療所	鳥取市西町	転	鳥取市西町 鳥取赤十字病院	昭和二十六年 十二月一日
内、外、小、産婦人科	大久保医院	岩美郡宇倍野村 上麻生	診療所々在地 変更	大久保久胤	十二月三日
全科	松本裕太郎医院	八頭郡下私都村 大坪	東伯郡西郷村下余戸	松本裕太郎	十二月二十日
内、小科	東伯郡山守村 守診療所	管外	転出	瀬口進祐	十二月三十一日
齒科	瀬口齒科医院	南谷村大鳥居	瀬口進祐	瀬口進祐	十二月三十一日

◇鳥取縣告示第六十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く完全給食の実施を次のとおり承認した。

昭和二十七年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設名	所在地	対 称	承 認 年 月 日	承認番号
博愛病院	米子市加茂 町一丁目	施設全部 について	昭和二十 六年十二 月一日	食第十二号

00984

◇鳥取縣告示第六十四号

昭和二十七年度鳥取県立農業協同組合講習所講習生を次の要項により募集する。

昭和二十七年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県立農業協同組合講習所講習生募集要項

一、講習目的

農民の経済を豊かにし、その生活の安定を図るため農業協同組合運動に挺身しようとする有為の青年を育成するものであつて教育方針は卒業後農業協同組合の運営担当者として、組合員と共に生きる精神の陶冶と、組合の経営を通して農民の経済をより豊かにしようとする信念の確立と、組合経営の技能を把握せしめることにある。

二、位 置

鳥取県気高郡湖山村(気高高等学校農業科校舎内)

三、講習の内容

- 1 一般教養科目 社会学、経済学、農業汎論、農業団体史、農業経営学、農業簿記、

2 専門科目

農林時事解説
協同組合原論、協同組合関係法規、
農民運動史、協同組合経営概論、
協同組合経営各論(金融、生産、
販売、購買、教育、農村工業、共
済開拓、畜産、養蚕、農業金庫、
厚生、文化事業)協同組合経理簿
記、経営分析、協同組合監査、商
品学、珠算、実務実習、特別講義

四、講習期間

一箇年(内三箇月間は実務実習を課す。)

五、募集人員 三十名

六、応募資格

満三十才までの者で次の各号の一に該当するもの

- 1 新制高等学校卒業業者及び旧制中等学校卒業業者
- 2 これらと同等以上の学力を有すると認められた者

七、応募手續

00985

入所しようとする者は願書に左の書類を添え募集期限までに所長宛提出のこと。

- 1 履歴書、身体検査書、最終学校の学業成績証明書
- 2 推薦書（最終出身学校校長又は、出身町村農業協同組合長、同連合会長）

八、出願期限

昭和二十七年二月十五日から三月二十日まで

九、選抜方法

- 1 書類審査
- 2 口答試問

一〇、選抜期日及び場所

当講習所

昭和二十七年四月四日午前

十時から午後五時まで

倉吉農高河北校舎

四月三日午前

十時から午後五時まで

協同組合連合会米子支所

四月二日午後

一時から午後五時まで

一一、許可の通知

入所許可者には郵便又はその他の方法により通知する。

一二、入所期日

昭和二十七年四月十五日

一三、経費

- 1 講習生に対しては授業料は徴收しない
- 2 寄宿舎に入った講習生は食費の実費のみ自弁する。

一四、願書様式

農業協同組合講習所入所願書

このたび農業協同組合講習所に講習生として入所したいから関係書類を添え御願ひします。

昭和二十七年 月 日

本籍現

現住所

右氏名

印

鳥取県立農業協同組合講習所所長殿

通学方法、徒歩、（自転車、バス、汽車、寄宿舎、下宿）

00986

鳥取縣告示第六十五号

鳥取県立農業協同組合講習所規程（昭和二十四年鳥取県告示第六百八十四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二條中「六箇月とし年二回実施する。」を「一箇年とする。」に改める。

第四條中「農業協同組合長又は同連合会長の推薦を受けた」を「出身市町村農業同組合長若しくは農業協同組合連合会長又は最終出身学校長の推薦を受けた」に改める。

第五條中「身体検査書」の次に「最終学校の学業成績証明書」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

雑 報

昭和二十七年二月十二日

鳥取食糧事務所長 西山 義 雄

出張所移転とこれに伴う所名変更について

当所 浜村支所管内湖山出張所は昭和二十七年二月一日事務所の所在地並びに名称を次のとおり変更した。

記

一、事務所々在地 旧 鳥取県気高郡湖山村大字湖山

一五八八番地

新 " " 大正村大字古海

八二〇番地

一、名 称 旧 鳥取食糧事務所浜村支所湖山

出張所

新 " " 大正

出張所

一、所管 区域 湖山村、千代水村、大正村、

松保村

（新旧変更なし）